平成２７年（フ）第４０８号
宮城県亘理郡亘理町吉田字板橋113番地212
破産者　藤村　千晴
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
山形県最上郡真室川町大字木ノ下1140番地１
破産者　髙橋　和美
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第１１号
山形県最上郡真室川町大字木ノ下1140番地１
破産者　髙橋　清一
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第５３号
福島県喜多方市塩川町御殿場５丁目58番地市営御殿場団地３棟102号、前住所福島県喜多方市塩川町遠田字東谷地1735番地　市営御殿場団地３棟102号
破産者　扇谷まり子
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第６号
京都府舞鶴市字小倉158番地２―204号
破産者　山本　祥隆
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
京都府舞鶴市字安岡小字中山1076番地　（住民票上の住所）京都府舞鶴市字森437番地の34
破産者　泉　　節子
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町13番49―106号
破産者　妻崎　宏俊
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８３号
香川県さぬき市小田1197番地
破産者　石原　辰雄
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８７号
長崎県長崎市上戸町２丁目13番12号
破産者　横山　好晴
1　決定年月日　平成27年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１６号
福岡県糸島市志摩御床411番地
破産者　小津和正明
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７１４号
福岡市中央区平尾４丁目４番22―1206号
破産者　佐藤　文啓
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５５４号
福岡県朝倉市甘木1175番地３
破産者　上野　直也
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５８０号
福岡市南区大橋１丁目４番11号
破産者　長尾　紀彦
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６９５号
福岡市城南区梅林１丁目14番９号
破産者　田代　紀文
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８０３号
福岡市博多区対馬小路13番35―1205号
破産者　池邉　浩嗣
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８４６号
福岡市南区花畑１丁目46番６―101号、前住所福岡市南区花畑１丁目42番19―205号
破産者　高谷　保郎
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８６２号
福岡市城南区樋井川１丁目１―28　サンローゼ長住702、住民票上の住所福岡県古賀市青柳町175番地３
破産者　西岡　　努
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９４０号
福岡市東区八田３丁目13番９号
破産者　加藤　達郎
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９５６号
福岡市西区小呂島13番、住民票上の住所福岡市博多区春町２丁目１番31―101号
破産者　大石　泰介
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部